

泉佐野市パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の取扱いに関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、泉佐野市における部落差別撤廃とあらゆる差別をなくすことをめざす条例（平成5年泉佐野市条例第28号）及び泉佐野市人権行政基本方針の趣旨に基づき、すべての市民の尊厳や多様性が尊重され、誰もが自分らしく安心して生活していける地域社会の実現に向けて、パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 性的指向 自己の恋愛又は性愛の対象となる性別についての指向をいう。
- (2) 性自認 自己が認識している性別をいう。
- (3) パートナーシップ 一方又は双方の性自認が、戸籍上の性別と異なる者又は性的指向が異性のみではない者であって、互いをその人生のパートナーとし、生活を共にし、又は共にすることを約した二人の関係をいう。
- (4) ファミリーシップ パートナーシップにある者及びその一方又は双方の子（実子又は養子をいう。以下同じ。）又は親（実親、養親及びこれらの配偶者をいう。以下同じ。）の家族とすることを双方が約した関係をいう。
- (5) 宣誓 パートナーシップ又はファミリーシップにあることを誓い、市長に対してこれを表明することをいう。

(宣誓の要件)

第3条 パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓は、次の各号に掲げるすべての要件を満たす者が行うことができるものとする。

- (1) 成年に達していること。
- (2) 一方又は双方が泉佐野市域内（以下「市内」という。）に住所を有すること又は市内への転入を予定していること。
- (3) 他の者と法律上の婚姻関係（事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）にないこと。
- (4) 他の者とパートナーシップ・ファミリーシップの宣誓をしていないこと（次号に規定する場合を除く。）。
- (5) 既に他の者とパートナーシップ・ファミリーシップの関係にある場合は、宣誓の

時点で、その関係が解消されていること。

- (6) パートナーシップにある者が直系血族又は三親等内の傍系血族の関係にないこと（当該関係が養子縁組によるものであって、養子縁組する前の関係が直系血族又は三親等内の傍系血族ではなかった場合を除く。）。
- (7) ファミリーシップの宣誓をすることができる者は、前各号に掲げる要件を満たすパートナーシップにある者及びその一方又は双方の子又は親で、同居しており、かつ、生計が同一である者とする。

（宣誓の方法）

第4条 パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓をしようとする者は、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書（第1号様式。以下「宣誓書」という。）に必要事項を自ら記入の上、次に掲げる書類（有効期限のあるものについては、有効期限内のものに限る。）を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 住民票の写し又は住民票記載事項証明書（市内への転入を予定している者にあつては、転出証明書等その事実を確認できる書類）
- (2) 戸籍抄本又は戸籍全部事項証明書（外国籍の者にあつては、在日本大使館等の外国の官憲の発行する婚姻要件具備証明書又は独身証明書及び当該書類に係る日本語の翻訳文）、その他配偶者がいないことを証する書類
- (3) 次条に規定する当事者が社会生活上日常的に使用している氏名（以下「通称」という。）の使用を希望する場合においては、公的機関からの郵便物等の当該通称を使用していることを証する書類
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、双方の宣誓の意思が確認できた場合であつて、宣誓書の自書が困難であると市長が認める場合は、本市職員及び当事者の立会いのもと、当事者以外の者に代筆させることができるものとする。

3 パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓をしようとする者は、あらかじめ当該パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓をする日時等について市と調整するものとする。

（パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証の交付）

第5条 市長は、前条の規定により宣誓書の提出があつた場合において、当該宣誓をした者（以下「宣誓者」という。）が第3条各号に掲げるすべての要件を満たしていると認めるときは、当該宣誓者に対し、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証（様式第2号。以下「受領証」という。）の交付を行うものとする。

(通称の使用)

第6条 パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓をしようとする者は、通称の使用を希望する場合は、戸籍上の氏名との併記により通称を使用できるものとする。

2 市長は、パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓をしようとする者が通称の使用を希望するときは、受領証に表示する氏名に通称を使用できるものとする。

(本人確認)

第7条 市長は、パートナーシップ・ファミリーシップ関係にある者が本人であることを確認するため、次の各号のいずれかの書類の提示を求めるものとする。

- (1) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード
- (2) 旅券法（昭和26年法律第267号）第2条第2号に掲げる一般旅券
- (3) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条第1条に規定する運転免許証
- (4) 前3号に掲げるもののほか、官公署が発行した免許証、許可証又は登録証明書であって、本人の顔写真が貼付されたもの
- (5) その他、市長が適当と認める書類

(受領証の再交付)

第8条 市長は、次の各号のいずれかの理由により、宣誓者からパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証再交付申請書（第3号様式。以下「再交付申請書」という。）の提出があった場合には、受領証を再交付するものとする。

- (1) 紛失又は滅失
- (2) 毀損又は汚損
- (3) 前号に掲げるもののほか、市長が再交付の必要があると認めた場合

2 再交付申請書には、次の各号に掲げる場合に依り、それぞれ当該各号に定める書類を添付するものとする。

- (1) 前項第1号及び第3号に掲げる事項の理由による場合 第4条第1項各号に掲げる書類
- (2) 前項第2号に掲げる事項の理由による場合 再交付を希望する者に係る交付済の受領証

(宣誓事項の変更)

第9条 宣誓者は、次の各号のいずれかに該当するときは、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓事項変更申出書（第4号様式。以下「宣誓事項変更申出書」という。）を市長に提出することにより、パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓における

宣誓の内容又は宣誓書の記載事項を変更しなければならない。

- (1) 宣誓書のうち子又は親の氏名を削除するとき。
 - (2) 宣誓書に記載された子又は親のいずれかが死亡したとき。
 - (3) 宣誓書からパートナーの氏名を削除するとき。ただし、第10条第2項に該当する場合に限る。
 - (4) 宣誓書に記載された者のいずれかに氏名の変更があったとき。
 - (5) 宣誓者の一方又は双方が、市内に転入したとき。
- 2 宣誓事項変更申出書には、次に掲げる書類を添付するものとする。
- (1) 前項第4号に該当するときは、氏名の変更があった者の戸籍抄本
 - (2) 前項第5号に該当するときは、転入した者の住民票の写し
- 3 市長は、第1項第1号から第4号までの理由により宣誓事項変更申出書の提出を受けた場合は、受領証を再交付するものとする。
- (受領証の返還)

第10条 宣誓者は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときには、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証返還届（第5号様式。以下「返還届」という。）を市長に提出し、交付済の受領証を返還しなければならない。

- (1) 第3条各号に掲げる要件を満たさなくなったとき。
 - (2) 宣誓者の一方が死亡したとき。
 - (3) 宣誓者の一方が提出した宣誓書の取下げを希望するとき。
- 2 前項第2号の規定に関わらず、当該宣誓において子又は親の氏名を宣誓書に記載したときは、死亡した宣誓者を除いて、宣誓書に記載されている宣誓者及び子又は親の同意により、ファミリーシップを継続できるものとする。
- (子の氏名の削除)

第11条 宣誓書に氏名を記載された未成年の子であってファミリーシップの登録を受けている者（以下「ファミリーシップ対象者」という。）は、15歳に達した日以後に、市長にパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証に関する申立書（第6号様式。以下「申立書」という。）を提出することにより、当該ファミリーシップ対象者に係る受領証から氏名を削除するよう申し立てることができる。

- 2 市長は、前項の規定により申立書が提出されたときは、宣誓者に対して、当該ファミリーシップ対象者の氏名を削除した受領証を送付することができる。
- (宣誓の無効)

第12条 市長は、宣誓者が次の各号のいずれかに該当することが判明したときは、当

該宣誓を無効にすることができる。

(1) 偽りその他不正の手段により受領したとき。

(2) 受領証を不正に利用したとき。

2 前項の規定により宣誓を無効にされた宣誓者は、交付された受領証を直ちに市長に返還しなければならない。

(情報提供及び啓発)

第13条 市は、パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の趣旨が適切に理解され、公平かつ適切な対応が行われるよう必要な広報活動を行うとともに、市民や事業者に必要なかつ適正な情報提供を行い、その啓発に努めるものとする。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年1月1日から施行する。